



金 沢 市 公 報

第 2 7 2 1 号 の 3

平成24年(2012年)3月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
規 則	
金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (生涯学習課)	1

教育委員会告示	
平成19年教育委員会告示第9号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (生涯学習課)	1

規 則

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年3月21日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第37号)の施行期日は、平成24年3月24日とする。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第3号

平成19年教育委員会告示第9号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部を次のように改正し、平成24年3月24日から効力を有するものとします。

平成24年3月21日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第4項第2号の表中	金沢市鞍月公民館大ホール及び研修室	を	金沢市鞍月公民館中ホール及び小ホール	に改める。
	137.6平方メートル		190平方メートル	
	常設電灯による点灯		常設電灯による点灯	
	1個		1個	
	24脚		33脚	
	150脚		200脚	

平成24年(2012年)3月21日 印刷
平成24年(2012年)3月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄